に基づいて厚生労働省に報告された「調査票　保育所の状況（1号認定）について」の「保育所（平成二十九年四月一日現在）」の「利用児童数　合計」の数

⑸　⑴から⑷までに掲げる数及び都道府県の項第七号35から43までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る平成二十九年四月一日時点の「0歳」、「1・2歳」、「3歳」及び「4歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［3～13　略］

14　児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

15　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

16　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数（指定都市にあつては、追加調査児童数のうち当該区分に係る数を加えるものとする。）とする。

に基づいて厚生労働省に報告された「調査票　保育所の状況（1号認定）について」の「保育所（平成二十七年四月一日現在）」の「利用児童数　合計」の数

⑸　⑴から⑷までに掲げる数及び都道府県の項第七号34から42までに規定する子どもの数以外の公立保育施設に係る平成二十八年四月一日時点の「0歳」、「1・2歳」、「3歳」及び「4歳以上」の入所人員数として総務大臣が調査した数を合算した数

［3～13　同上］

14　児童数（3歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「0歳から3歳未満」の「本年2月末現在全体」の数とする。

15　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第1子及び第2子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数から同表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（3歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第3子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「3歳以上小学校修了前」の「うち第3子以降」の「本年2月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第1表⑴中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年2月末現在全体」の数とする。